

不動産鑑定士の登録

手 続 名	不動産鑑定士の登録
手続根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第4条、第15条、第16条、第17条及び第54条 ・不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第8条、第9条
手続対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士試験第三次試験に合格した者 ・不動産鑑定士試験に合格した者であって、実務修習を修了し国土交通大臣の確認を受けた者 ・不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者であって、実務修習を修了し国土交通大臣の確認を受けた者
提出時期	不動産鑑定士の登録を受けようとするとき随時
提出方法	申請書を下記の提出先の窓口へ提出してください。
手 数 料	国税の収納を行う銀行・郵便局等において、登録免許税として、下記の税務署〔*1〕あて、6万円を納付し、その領収証書の原本を申請書の裏面に貼付してください。
申請書様式	<p>不動産鑑定士登録申請書（表、裏）</p> <p>なお、申請書の宛先名は、住所地を管轄する下記の地方整備局等〔*2〕の長となります。</p>
記載要領	下記のとおり。
添付書類	<p>①履歴書</p> <p>②証書の写し（次の（ア）から（ウ）までのいずれか。）</p> <p style="padding-left: 20px;">（ア）不動産鑑定士試験第三次試験の合格証書</p> <p style="padding-left: 20px;">（イ）不動産鑑定士試験の合格証書及び実務修習の修了証</p> <p style="padding-left: 20px;">（ウ）不動産鑑定士試験第二次試験の合格証書及び実務修習の修了証</p> <p>③登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人の登記がない旨。）</p> <p style="padding-left: 20px;">（東京法務局民事行政部後見登録課、各法務局・地方法務局戸籍課が発行）</p> <p>④身分証明書（成年被後見人・被保佐人とみなされる者、破産者でない旨。）</p> <p style="padding-left: 20px;">（本籍地の市町村で発行）</p> <p>⑤誓約書（法第16条第4号（禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者）に該当しない旨。）〔添付の①から③までのいずれか。〕</p> <p>⑥誓約書もしくは証明書（次の法第16条第5号に係る（ア）から（ウ）までのいずれか。）</p> <p style="padding-left: 20px;">（ア）公務員又は公務員であった者に該当しない者についてはその旨の誓約書〔添付①〕</p> <p style="padding-left: 20px;">（イ）過去に公務員であった者で退職してから3年以上経過している者については、退職してから現在まで公務員でなかった旨の誓約書〔添付②〕</p> <p style="padding-left: 20px;">（ウ）公務員又は過去に公務員であった者で退職してから3年以上経過していない者については、懲戒処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者に該当しない旨の処分権限を有する行政機関の証明書〔添付③〕</p> <p>⑦住民票の抄本もしくはこれに代わる書面</p> <p style="padding-left: 20px;">（ア）住民基本台帳ネットワークに加入していない市区町村に住民票がある場合は、住民票の抄本。</p> <p style="padding-left: 20px;">（イ）住民票と住所地が異なる場合は、これに代わる書面。</p>
提出部数	登録申請書・添付書類について正副1部ずつ（副はコピーで可）提出してください。
提 出 先	住所地を管轄する都道府県の担当課を経由して提出してください。
受付時間	提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の都道府県・地方整備局等の担当課、または国土交通省土地・建設産業局地価調査課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令の定めるところによります。
標準処理期間	3週間（なお、申請が集中する時期には更に相当日数を要する場合があります。）
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等及び登録免許税納税機関の名称等

住所地の都道府県名（書類の經由都道府県）	地方整備局等〔*2〕	納税機関の名称及び所在地〔*1〕
北海道	北海道開発局	札幌国税局 札幌北税務署 北海道札幌市北区北三十一条西7-3-1
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局	仙台国税局 仙台北税務署 宮城県仙台市青葉区上杉1-1-1
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局	関東信越国税局 浦和税務署 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-19
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局	関東信越国税局 新潟税務署 新潟県新潟市中央区営所通二番町692-5
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局	名古屋国税局 名古屋中税務署 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局	大阪国税局 東税務署 大阪府大阪市中央区大手前1-5-63
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局	広島国税局 広島東税務署 広島県広島市中区上八丁堀3-19
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局	高松国税局 高松税務署 香川県高松市天神前2-10
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局	福岡国税局 博多税務署 福岡県福岡市東区馬出1-8-1
沖縄県	沖縄総合事務局	沖縄国税事務所 北那覇税務署 沖縄県浦添市宮城5-6-12

◇記載要領（問い合わせなどが多くあったものを記載の目安・参考として整理したものです。）

【登録申請書】

1. 生年月日：和暦で記載してください。
2. 不動産鑑定業者の事務所（名称）：特に複数の登録事務所がある業者は個別に正確に記載してください。
 - * 個人業者等の場合で不動産鑑定業者の名称（又は商号）と同じ場合があります。
 - * 個別の部署名（〇〇部など）ではなく、登録されている事務所名を記載してください。
 - * 本社の特定部署を事務所として登録しているが、総務部等の事務所登録していない部署に勤務している場合は記載しない。例：(株) 〇〇鑑定 大阪本社。 〇〇鑑定 (株) 〇〇事務所。
3. 不動産鑑定業者の事務所（所在地）：郵便等が届く程度に記載し、末尾に郵便番号を付記してください。
例：『大阪府北区』では不可。
4. 不動産鑑定業者の名称又は商号：正確に記載。末尾に業者登録番号（登録・更新回数不要）を付記してください。
例：東京都-4567。 大臣-345
5. 試験（名称）：「不動産鑑定士」、「不動産鑑定士第三次」または「不動産鑑定士第二次」などと記載してください。
6. 登録免許税：税務署名は提出先により確認、科目は登録免許税（科目番号：221）、氏名は登録申請者本人の氏名を記載してください。
 - * 窓口で登録免許税の納付ができるかを確認し、勤務先の会社名での納付は不可（登録免許税法第5条）です。
7. 登録免許税の納付の領収証書の原本：申請書の裏面に貼付（剥がれない程度）し、写しの添付はできません。

<添付書類は下記の順とする。>

【履歴書】

1. 市販の用紙を使用可、写真を貼付、押印、作成の年月日を記入してください。
2. 履歴とは、学歴（最終学歴を含む適宜、最終学歴とその1つ前程度。）、職歴（主なものを適宜）、賞罰（ない場合はその旨）です。
 - * 趣味、資格等の記載は要しません。
 - * 現在の勤務先が鑑定業者として登録し、その事務所で不動産鑑定業に従事している場合、所属を明確に記載してください。
例：〇〇銀行（〇〇鑑定部）。
3. 連絡先電話番号：申請内容の確認が必要な場合にのみ使用しますので、おおむね10時から18時の間に連絡がとれる電話番号を記載してください。

【証書の写し】

- * ①不動産鑑定士試験の合格証書、②実務修習修了証を白黒でA4サイズに複写してください。

【登記されていないことの証明】

1. 成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明してください。
 - * 窓口：東京法務局民事行政部後見登録課、各法務局・地方法務局戸籍課
 - * 郵送：東京法務局民事行政部後見登録課（〒102-8266 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎）
 - * 発行の日は申請日の1ヶ月以内を目処。

【身分証明書（証明書）】

1. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明してください。
 - * 住所地の市区町村で発行、発行の日は申請日の1ヶ月以内を目処としてください。
 - * 外国籍の者については、外国人登録証明書写（都道府県で原本証明）又は登録原票記載事項証明書、及び本人の上記の事項の誓約書を提出してください。

【誓約書】

1. 誓約する年月日（年月日の記載洩れが多い。申請日若しくは1週間以内を目処。）を記載して、署名、押印してください。

【住民票の抄本・これに代わる書面】

1. 住基ネットに加入していない市区町村に住民票がある場合は、住民票を添付してください。
2. 住民票がある地と住所〔生活の本拠として、その人が住んでいる所〕が異なる場合は、『これに代わる書面』を添付してください。
 - * 標題：『申立書』。宛先：『各地方整備局等の長』、『作成年月日、住所を記載し、署名、押印』してください。
：本文例：『私は、現在、〇〇（都合など）により住所と異なる地に住民票をおいておりますので、これに代わる書面として（別添のとおり、）公共料金（電話、ガス、水道等）支払明細の写し（本人氏名・住所が確認できるもの）を提出します。』

誓 約 書

私は「不動産の鑑定評価に関する法律」第16条

第4号の「禁錮以上の刑に処せられたことがある者」に該当しないこと、

第5号の「公務員又は公務員であった者」に該当しないこと

を誓約します。

平成 年 月 日

_____ 地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

申請者氏名

(印)

誓 約 書

私は「不動産の鑑定評価に関する法律」第16条

第4号の「禁錮以上の刑に処せられたことがある者」に該当しないこと、

第5号の「 年 月 日から現在まで公務員でなかった
者」に該当すること

を誓約します。

平成 年 月 日

_____ 地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

申請者氏名

(印)

誓 約 書

私は「不動産の鑑定評価に関する法律」第16条

第4号の「禁錮以上の刑に処せられたことがある者」に該当しないこと

を誓約します。

平成 年 月 日

_____ 地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

申請者氏名

(印)